

確認要求形式の類型と互換性

宮 崎 和 人

1. はじめに

一般に、(1)は、いわゆる推量を表す「ダロウ」、(2)～(4)は、いわゆる確認要求を表す「ダロウ」であり、「ダロウ」の用法には大きくこの二つがあるとされる。

- (1) たぶん明日は雨だろうなあ。(推量)
- (2) これ、君のペンだろう? (確認要求)
- (3) ほら、あそこに信号があるだろう? (確認要求)
- (4) そんなことできるわけないだろう。(確認要求)

この二用法には、「タブン」等の確信度表示副詞や終助辞の「ナア」などは推量用法の「ダロウ」としか共起せず、「ホラ」は確認要求用法の「ダロウ」としか共起しないという相違があるが、その他、出現位置、イントネーション、テクストのタイプといった点において、次の表のような相違がある。

(5)

	出現位置	イントネーション	テクストのタイプ
推量用法	文末・文中	下降調のみ	独話・対話（話し言葉・書き言葉）
確認要求用法	文末のみ	上昇調・下降調	対話（話し言葉）のみ

この表より、文中に出現するもの（例えば、「ダロウガ」「ダロウカラ」など）、独話や書き言葉として使用されたものは、必ず推量用法であり、上昇調イントネーションをとるものは、必ず確認要求用法であるということになる。また、文末、下降調、対話といった条件下で使用される場合には、いずれの用法も成立しうることになり、実現条件が問題となる。

「ダロウ」の用法を推量と確認要求に区別することには、異論はあるまい。問題は、推量と確認要求の意味がなぜ同じ「ダロウ」という一つの形式の異なる用法として実現し、いかなる関係でこの二用法が共存しているのかといったことである。2. では、この点についての筆者の見解を述べる。また、(2)～(4)は、同じく確認要求用法であるとしても、実際には意味がかなり違っているように思われる。一口に「ダロウ」の確認要求用法と言っても、多様であり、それをどのように下位分類するかということが問題となる。3. 以下では、これを確認要求の類型化の問題として論じることとし、同一類型内での他形式との比較を通じて、その確認要求機能の特質を明らかにしたいと思う。

2. 推量用法と確認要求用法の関係

奥田(1984)、蓮沼(1995)、三宅(1997)、安達(1999)など、従来の多くの研究がそう考へているように、ここでも、「ダロウ」の基本用法は推量を表すことであり、確認要求用法はそこからの派生と考える。しかし、「ダロウ」の確認要求用法は、個々の発話や文脈において臨時に生じる表現効果やニュアンスのようなものとして存在するのではなく、確認要求を行うために積極的に選ばれる形式の一つとして、「ダロウ」は、その地位を確固たるものにしている。したがって、推量と確認要求の両用法を対等に扱い、それぞれの実現条件を明確にする必要がある。

ここでは、推量用法を、その事柄に対する話し手の認識が不確かであるということを基本条件として成立する用法、確認要求用法を、その事柄に対する聞き手の認識が確かであるということを基本条件として成立する用法であると規定する。そして、推量用法における聞き手の認識は原則不確かであり、確認要求用法における話し手の認識は確かな場合と不確かな場合があるとする。

(6)

	推 量	確 認 要 求
話し手の認識	不確か	確かまたは不確か
聞き手の認識	原則不確か	確か

(1)の例のような推量用法が、話し手の認識が不確かであることを基本条件として成立する用法であることは、説明を要しないであろう。また、(2)や(3)の例を見れば明らかなように、確認要求用法が、聞き手の認識が確かであることを基本条件として成立する用法であることは、確認要求が要求表現であることから、これも当然のことであると言える。命令文の使用の前提として、聞き手にその行為が実行可能であるということが必要であるのと同様に、要求表現の一種である確認要求文の使用の前提として、聞き手にその事柄が認識可能であるということが必要である。

もっとも、(4)や、次のような「ダロウ」は、確認要求用法でありながら、聞き手の認識が確かであるということが前提となっていないと思われるかもしれない。蓮沼(1995)の言う「認識形成の要請」である。

(7) こんなところで遊んでたら、危ないだろう。

しかし、これを、

(7') こんなところで遊んでたら、危ないよ。

のような情報提供文と比べれば分かるように、(7)は、聞き手の知らないことを教える文ではなく、あくまでも確認を求める文であり、「ここで遊ぶと危ない」ということは、その時点での聞き手の意識に上っていなかったとはいえ、本来、聞き手自身で理解しうることとして提示されている。話し手の想定として、聞き手自身でそのことが認識できるはずであるということが前提となっているのである。

「ダロウ」の推量用法においては、聞き手の認識は不確かでなければならないという語用論的な原則が存在するだろう。聞き手の前で聞き手が直接知りうることを推量するというのは、越権行為であ

る。

(8) ??君は、きっと、昨日公園でデートしてただろう。

このような状況で使用できるのは、確認要求用法の「ダロウ」である。

(9) A：君、昨日公園でデートしてただろう。

B：ああ。見てたの？

ただし、これには例外があり、例えば、次のような例では、聞き手の前で聞き手が直接知りうることを推量している。

(10) さぞお疲れでしょう。今日はゆっくりお休みください。

推量副詞「サゾ」と共起していることからも明らかなように、これは、推量用法と解釈される。通常、聞き手の内的情態について確認を求める一方的に推量することは、私的領域への侵害であると考えられるが、こうした用法が成立するのは、相手を気遣った発言をする場合であり、よって、私的領域への侵害にあたらないのだろう（注1）。いずれにしても、こうしたケースが実際に存在することに配慮して、(6)の表で、推量用法における聞き手の認識に関する条件を「原則不確か」としたのである。

一方、「ダロウ」の確認要求用法の成立・不成立には、話し手自身の認識が確かに不確かであるかということは関わらない。すでに挙げた(2)や、

(11) （相手が眠そうにしているのを見て）君、昨夜徹夜したただろう。

のような例では、話し手の認識は不確かであるが、(3)、(4)や、

(12) さっき夕立があつたただろう。濡れなかった？

のような例では、話し手の認識は確かにである。もちろん、話し手の認識がどうであるかということの違いが確認要求機能の違いをもたらすということはある。

さて、以上のことと踏まえて、「ダロウ」の推量用法と確認要求用法の関係が(6)の表のように捉えられるるとすると、前者から後者への派生とは、話し手の認識の不確かさを表す用法から、聞き手の認識の確かさを前提とする用法への派生ということになる。「ダロウ」の確認要求機能の特性が、話し手ではなく聞き手の認識を直接的に問題にすることにあるということは、後述するように、「ノデハナイカ」や「デハナイカ」との比較によって、いっそう明らかになる。

3. 確認要求の類型化の観点

先ほど確認したように、「ダロウ」の確認要求用法では、話し手自身の認識が確かにある場合も不確かである場合もある。つまり、「ダロウ」の確認要求用法は、まず、話し手自身の認識のあり方に基づいて下位分類できる。そして、話し手の認識に不確かさの存する用法は、より推量用法に近いものと位置づけられる。

話し手自身の認識が不確かな状況での確認要求は、確かな情報を有していると見込まれる聞き手の

応答に依存してその情報の確定化を図ることから、〈聞き手依存型〉と呼び、話し手自身の認識が確かな状況での確認要求は、聞き手にその情報を認識するように働きかけることから、〈聞き手誘導型〉と呼ぶことにしたい。念のため、それぞれのタイプを例示しておく。

- (13) もしかして、君、嘘ついてるだろう。(聞き手依存型)
- (14) 明日のパーティーには君も来てくれるだろう? (ク)
- (15) ほら、昔ここに本屋があつただろう? (聞き手誘導型)
- (16) よく見ろよ。君の計算、間違えてるだろう。(ク)

当然のことながら、〈聞き手依存型〉では、通常の質問文と同様、聞き手の応答が yes であるか no であるかに話し手の関心があり、他方、〈聞き手誘導型〉では、聞き手の応答のあり方よりも、聞き手にそのことを認識させられるかどうかが重要である。

この観点からの用法分類は、他の確認要求形式にも適用できる（注 2）。

- (17) もしかして、君、嘘ついてるんじゃないか? (聞き手依存型)
- (18) 明日のパーティーには君も来てくれるね? (ク)
- (19) ほら、昔ここに本屋があつたじゃないか。(聞き手誘導型)
- (20) よく見ろよ。君の計算、間違えてるじゃないか。(ク)

「ノデハナイカ」「ネ」は〈聞き手依存型〉のみに、「デハナイカ」は〈聞き手誘導型〉のみに用いられる形式である。これに対して、「ダロウ」は〈聞き手依存型〉にも〈聞き手誘導型〉にも用いられる。

筆者は、このように、「ダロウ」や他の確認要求形式の用法を分類する観点として、〈聞き手依存型〉か〈聞き手誘導型〉かということが重要だと考えるが、これは、三宅(1996)の「命題確認の要求」と「知識確認の要求」の区分にはほぼ対応していると思われる。三宅によれば、「命題確認の要求」は、「ダロウ」「ノデハナイカ」「ネ」に共有され、「デハナイカ」にはない用法であり、「知識確認の要求」は、「ダロウ」「デハナイカ」に共有され、「ノデハナイカ」「ネ」にはない用法である。だが、使用される状況や文脈をやや詳しく観察していくと、この記述は、必ずしも正確ではない。

まず、「命題確認の要求」用法について見ると、(21)は、三形式の間に互換性が成立しているが、(22)～(24)は、そうではない。

- (21) さては、君、昨夜、徹夜した だろう／んじゃないか／ね ?
- (22) (幹事による出欠の確認) 土曜日の宴会、君も出席する だろう／*んじゃないか／ね ?
- (23) どう? 僕がいたコーヒー、おいしい だろう／*んじゃないか／*ね ?
- (24) (チケット売場で) 大人二枚 *でしょう／*なんじゃないですか／ですね ?

もっとも、この点については、三宅も自覚しており、かなり強い見込みが含意される場合には、「ノデハナイカ」が不適切になることを指摘している。だが、(22)は、特に見込みの強さを意味する文脈ではない。出席の見込みが強くない相手に出欠を確認することもありうる。また、三宅は、(23)のように、聞き手の評価における確認を求める場合には、「ダロウ」しか用いられないとしている。この

指摘 자체は正しいが、聞き手の評価における確認を求めているならば、もはや「命題確認の要求」とは言えないのではないだろうか。さらに、三宅によれば、「ネ」しか使えないのは「同意要求」の場合であるが、(24)のように、確認要求にも「ネ」しか使えないケースがある。

次に、「知識確認の要求」用法についても、やはり、(25)のように、二形式がほぼ同じように使用できる状況・文脈のほか、(26)、(27)のように、いずれかの形式が使用できない状況・文脈が見出せるが、三宅の記述には、このことについての指摘はない。

(25) そんなやり方でうまくいくわけない |だろう／じゃないか|。

(26) (ドライバーを探している相手に) 道具箱のなかをもっとよく見てみろよ。ある |だろう／*じゃないか|。

(27) 君に教えてもらった場所を探してみたけど、あの辺に喫茶店なんかない |*だろう／じゃないか|。

(21)～(27)より、「ダロウ」「ノデハナイカ」「ネ」「デハナイカ」の四形式の確認要求用法における互換関係には、少なくとも、以下の七つのパターンがあるということになる。

(28)

	ダロウ	ノデハナイカ	ネ	デハナイカ
聞き手依存型	○	○	○	×
	○	×	○	×
	○	×	×	×
	×	×	○	×
聞き手誘導型	○	×	×	○
	○	×	×	×
	×	×	×	○

以上のように、用法を共有しているとされる形式どうしの間に互換性が成立しないことは少なくないのだが、この点について、先行研究では十分な注意が払われていないようである。こうした同一用法内部での形式間の振る舞いの違いは、「何を確認の対象としているか」ということの相違として説明されるべきだと筆者は考える。この点、三宅の「命題確認の要求」とは命題の真偽を確認の対象とするもの、「知識確認の要求」とは聞き手の知識を確認の対象とするものであり、まさに確認の対象という観点から、確認要求表現の用法分類を行っていると言えるのだが、先ほど指摘したように、(23)のような、聞き手の評価における確認を求める用法をも「命題確認の要求」に含めている。命題と聞き手の知識を区別するならば、聞き手の評価も命題から区別すべきであろう。

筆者自身の結論を先取りする形で説明するならば、確認要求形式は、〈聞き手依存型〉と〈聞き手誘導型〉のいずれのタイプに用いられるかということと、何を確認の対象とするかということの、二つの観点から、次の表のように分類される（なお、後述するように、「ダロウ」には、一部例外的な

用法がある)。

(29)

	話し手の認識が対象	聞き手の認識が対象
聞き手依存型	ノデハナイカ、ネ	ダロウ
聞き手誘導型	デハナイカ	ダロウ

これによって、(22)～(24)に示したような、〈聞き手依存型〉の確認要求における「ノデハナイカ」「ネ」と「ダロウ」の振る舞いの相違、(26)、(27)に示したような、〈聞き手誘導型〉の確認要求における「デハナイカ」と「ダロウ」の振る舞いの相違は、確認の対象が話し手の認識か聞き手の認識かという点に求められることになる(〈聞き手依存型〉における「ノデハナイカ」と「ネ」の振る舞いの相違については、さらに別の説明が必要になる)。さらに、〈聞き手依存型〉、〈聞き手誘導型〉のそれぞれについて「ダロウ」とその他の形式の置き換えが可能になるのは、状況・文脈的に、確認の対象が何であるかが曖昧である(話し手の認識であるとも聞き手の認識であるとも解釈できる)場合であると説明される。これらのことについて、次節以降で詳しく論じたいと思う。

4. 〈聞き手依存型〉の確認要求形式

4.1 推量から確認要求へ—「ダロウ」と「ノデハナイカ」—

本来、推量を表す形式である「ダロウ」が確認要求用法をも有するのは、なぜだろうか。推量と確認要求が一つの形式の異なる用法として存在することには、確かに、何らかの必然性がありそうである。と言うのは、そのような現象は、「ダロウ」だけでなく、「ノデハナイカ」にも認められるからである。

(30) 明日は雨になる だろう／んじゃないかな。(推量用法)

(31) 君、疲れてる だろう／んじゃないかな ? (確認要求用法)

ここでは、「ダロウ」の確認要求用法の特質を考えるためにあたって、まず、「ノデハナイカ」を比較の対象として取り上げたいと思う。

まず確認しておかなければならないのは、当たり前のことであるが、聞き手の前で推量しただけでは、確認要求の意味にならないということである。聞き手を前にした推量が確認要求の機能を帯びるためには、少なくとも、その推量内容が何らかの点で聞き手の知識に関与的でなければならないだろう。(30)が推量に止まり、(31)が確認要求として解釈されるのは、当該情報が聞き手の知識に関与的か否かということに基づいていると考えてよい。つまり、聞き手の知識に関与的な事柄を聞き手の前で推量することによって、その推量内容の真偽を知っている聞き手を刺激し、その真偽の確定に協力するよう働きかける機能が発生するというメカニズムが仮定できる。

ただし、聞き手の知識に関与的な事柄を聞き手の前で推量することが真偽確定への協力要請につながるとすれば、その推量判断は、未成立でなければならない。真偽について考えているが、まだ判断

がつかない・まだ結論が出せない、といった状態であってこそ、聞き手の協力を仰ぐことができるのである。さらに言えば、判断が未成立でありさえすれば、聞き手の知識に関与的でなくとも、聞き手に何らかの協力を要請することは可能である。周知のように、「ダロウカ」には、聞き手の知らないことについて意見を求める用法があるが、これも、判断が未成立であるがゆえに成立するものである。

(32) A: 明日は晴れるだろうか?

B: 大丈夫だろう。

森山(2000)は、「ダロウ」の基本的な意味を、推量ではなく、判断形成過程（「まだ決まっていない」「考え中である」ということ）の表示と考え、「ダロウ」が確認要求を表すメカニズムについて、「その内容に関する情報を持った聞き手が談話現場にいれば、その聞き手を判断の形成に参加させることになる」と説明している。判断形成過程（判断未成立）といった意味が確認要求につながるという点では、筆者は森山と同様の立場に立つが、「ノデハナイカ」が判断未成立の段階を表すのに対して、「ダロウ」はむしろ一定の結論として判断を下す段階を表すと考えるべきであり、森山の説明は、「ダロウ」ではなく、「ノデハナイカ」に妥当するものと思われる。聞き手の知識に関与的であることが確認要求の意味の実現条件である点では、「ダロウ」と「ノデハナイカ」は同様であると考えられるが、推量用法から確認要求用法が派生するメカニズムについては、両者の間で異なった説明を行う必要がある。

国立国語研究所(1960)では、「ノデハナイカ」は「判断への疑惑の表現」と「判定要求の表現」の両方に挙がっている。確認要求用法は後者にあたり、次のようなものが前者にあたる。

(33) もっと別の理由があったのではないか。

吟子はそう思いながらその直前で立ち止っていた。

(渡辺淳一「花埋み」)

(34) もしかして私は誤ったのではないか……

何気なく起きた疑惑が、まるで吟子の頭の中で輪を作り、拡がり、やがて渦のような大きなうねりとなって返ってくる。

(渡辺淳一「花埋み」)

このように、「ノデハナイカ」は、自問的な疑問形式として独話的な文脈で使用されたり、「モシカスルト」「モシカシタラ」「モシカシテ」等の可能性の想定を表す副詞と共に起したりしづしばしばある。これらの性質は、〈疑い〉の形式である「ダロウカ」と共通のものであり、「ダロウカ」とともに「ノデハナイカ」も、〈疑い〉の形式と考えることができる（宮崎(2001)）。本来、〈疑い〉を表す「ダロウカ」には、(32)のような〈問い合わせ〉用法（〈意見要求〉）があるが、「ノデハナイカ」の確認要求用法も、〈疑い〉の形式の〈問い合わせ〉用法の一種と見ることができる。以下に示すように、「ノデハナイカ」の確認要求用法の特徴は、〈疑い〉の形式の〈問い合わせ〉的使用という観点から、適切に説明しうるものである。

「ダロウ」と「ノデハナイカ」の確認要求用法の違いとして、まず言えることは、「ノデハナイカ」の確認要求用法は「ダロウ」に比べてきわめて限定的であるということである。すでに見たように、「ダ

ロウ」の確認要求用法は、〈聞き手依存型〉から、

(35) 「加藤さん、ほら聞えるでしょう。水野さんと市川さんの声がね」(新田次郎「孤高の人」)のような〈聞き手誘導型〉にまで及んでいるが、「ノデハナイカ」の確認要求用法は、そこまで及んでいない。

(35') 「*加藤さん、ほら聞えるんじゃない。水野さんと市川さんの声がね」つまり、両者の間に互換性が成立するのは、

(36) 「ゆみちゃん、あんたいい人があるんじゃない? 私そう睨んだわ。」(林美美子「放浪記」)

(36') 「ゆみちゃん、あんたいい人があるでしょ。私そう睨んだわ。」

のような〈聞き手依存型〉の場合に限定されることになる。

また、これもすでに見たように、〈聞き手依存型〉の確認要求であれば、「ダロウ」と「ノデハナイカ」をいつも同じように使用できるというわけではない。この点においても、「ノデハナイカ」の用法は、「ダロウ」よりもかなり狭い。例えば、(22)や次の例のように、聞き手の意志を確認する場面で「ダロウ」が使用されることがあるが、これを「ノデハナイカ」に置き換えると、文脈にまったく合わなくなる。

(37) 「もちろん差しあげますよ。僕が帰ってきたら、母さんをつれて北海道にいらっしゃるでしょ?」

「いや、それがな、行けないのだ。その頃には大阪に行かねばならないし、秋に京都につれて行ってやろう、ということで、北海道行はかんべんしてもらったよ」(立原正秋「冬の旅」)

(37') 「～*僕が帰ってきたら、母さんをつれて北海道にいらっしゃるんじゃないですか?」

この例で「ノデハナイカ」を用いると、聞き手の行動を詮索しているようで、文脈に合わない。

また、次の例のような、聞き手に許容を求める用法の「ダロウ」も、「ノデハナイカ」には置き換えられない。

(38) ——土曜日の晩なの、音楽会、行ってもいいでしょう? (福永武彦「草の花」)

(38') ——*土曜日の晩なの、音楽会、行ってもいいんじゃない?

この例で「ノデハナイカ」を用いると、聞き手に許容を求める意味にならず、むしろ話し手が提案しているような意味になってしまい、これも文脈に合わない。

さらに、(23)でも見たように、聞き手の評価について確認するような用法の「ダロウ」も、「ノデハナイカ」には置き換えられない。

(39) 「どう? あたしの見立ては巧いでしょう?」

ナオミは両手にお白粉を溶き、まだ湯煙の立っている肉づきのいい肩から項を、その手のひらで右左からヤケにびたびた叩きながら云いました。 (谷崎潤一郎「痴人の愛」)

(39') 「どう? *あたしの見立ては巧いんじゃない?」

この例で「ノデハナイカ」を用いると、やはり、話し手の見解を押し出しているニュアンスになり、

文脈に合わない。

(37)～(39')の例は、本来、聞き手に決定権のある事柄について確認する際には、「ダロウ」を使用するのが自然であり、そのような場合に「ノデハナイカ」を用いると、話し手が考えていることが妥当かどうかの確認になってしまふ、ということを示している。

以上の「ダロウ」と「ノデハナイカ」の比較の結果は、次のようにまとめることができる。まず、確認要求のタイプとの関係を見ると、〈聞き手誘導型〉の用法をもたない「ノデハナイカ」は、話し手の認識が確かであるといった状況で使用できることになり、これは要するに、「ノデハナイカ」の推量表現としての性質（話し手の認識の不確かさの表示）が確認要求用法においても維持されていることを示唆している。一方、用法が〈聞き手誘導型〉にまで及んでいる「ダロウ」は、少なくとも、〈聞き手誘導型〉として使用されている場合は、推量表現としての性質を完全に失っていると言える。

問題は、〈聞き手依存型〉の用法である。本来、聞き手に決定権のある事柄について確認する際に「ノデハナイカ」が使用できないという事実は、「ノデハナイカ」が〈聞き手依存型〉においても話し手の（形成途上の）推量判断を提示する機能を積極的に有しているということを意味している。逆に、そうした状況・文脈で自然に使用できる「ダロウ」は、こうした用法すでに推量判断を提示する機能を失い、聞き手の認識がそのようであることを確認する形式として使用されていると考えができる。

では、(36')のような、「ノデハナイカ」と互換性のある「ダロウ」は、話し手の推量判断を提示する機能を維持しているのだろうか。ここでは、「ノデハナイカ」とほぼ同等に使用できている以上、この用法の「ダロウ」には、話し手の推量判断を提示する機能が存在していると考えたいと思う。その根拠として、この用法の「ダロウ」は、

(36") 「ゆみちゃん、さては／もしかして、あんたいい人があるでしょ。私そう睨んだわ。」
のように、「サテハ」や「モシカシテ」と共起することが可能であること、〈聞き手依存型〉の他の用法に比べて、下降調イントネーションになりやすいこと、の二点を指摘しておきたい（注3）。「ダロウ」に対して「推量確認」（蓮沼(1995)）や「命題確認の要求」というラベルがふさわしいとすれば、こうした、「ノデハナイカ」と置き換えられ、「サテハ」「モシカシテ」と共起可能であるようなもの、言い換えれば、推量と確認要求の境界線上にあるような用法に限定すべきであろう。

確認要求用法からは外れるが、〈問い合わせ〉の一種として、「ノデハナイカ」には、次のような〈意見要求〉の用法がある。

(40) ふいに、勢いこんで桃子は尋ねた。

「それなら、会計と関係があるんじゃない？」

「かいいけい？」

「会計よ。ほら、お金を勘定したりする会計よ」

（北杜夫「楡家のひとびと」）

この用法と確認要求用法との違いは、聞き手の認識のあり方である。確認要求用法では、聞き手の認

識が確かにあることが前提となるが、(40)では、話し手・聞き手とも、認識は確かにではなく、よって、ここで聞き手に求めているのは、その事柄の真偽の確認ではなく、話し手の提示した考えに対する聞き手の意見である。こうした用法は、「ダロウ」にはない。(40)の「ノデハナイカ」を「ダロウ」に置き換えると、

(40') 「それなら、会計と関係があるんでしょう」

「かいけい？」

「会計よ。ほら、お金を勘定したりする会計よ」

のように、推量用法に転じてしまい、聞き手に意見を求めるような意味にはならない。

以上のように、「ノデハナイカ」は、話し手の認識が不確かでありさえすれば、聞き手の認識の確か・不確かに関係なく、〈問い合わせ〉に使用することができ、聞き手の認識のあり方に応じて、その機能が、〈確認要求〉と〈意見要求〉とに自動的に分かれることになるのである。このことから、「ノデハナイカ」は、(形成途上の) 推量判断を聞き手に向けて差し出すことで、まさに語用論的に確認要求の機能を得ていると言うことができる。これに対して、「ダロウ」の確認要求用法は、(36')のようなものを除いて、話し手の認識の不確かさの表現という、推量形式としての「ダロウ」が有していた基本性質を失い、聞き手の認識としてその事柄が成立することを確認するという新たな機能を得ていると言うことができる。聞き手の意向や評価についての確認にごく自然に使用でき、聞き手の認識が不確かな状況での問い合わせである〈意見要求〉に使用できないということが、そのことを物語っている。

4.2 「ネ」の確認要求機能

「ダロウ」「ノデハナイカ」に加えて、「ネ」も、〈聞き手依存型〉の確認要求に使用される形式である。三者の用法の分布をここでもう一度確認しておく。

(41) さては、君、昨夜、徹夜した |だろう／んじやないか／ね| ? (= (21))

(42) (幹事による出欠の確認) 土曜日の宴会、君も出席する |だろう／*んじやないか／ね| ?
 (= (22))

(43) どう? 僕がいれたコーヒー、おいしい |だろう／*んじやないか／*ね| ? (= (23))

(44) (チケット売場で) 大人二枚 |*でしょう／*なんじやないですか／ですね| ? (= (24))

ここでは、〈聞き手依存型〉の確認要求形式としての「ネ」の機能について考える。

前項で述べたように、「ノデハナイカ」は、形成途上の推量判断を差し出すことで間接的に聞き手の関与を求めるという仕組みによって、確認要求機能を実現する形式である。よって、「ノデハナイカ」が確認要求として使用できない状況とは、その事柄を推量することが適当でない場合である。(41)で「ノデハナイカ」が使えるのは、相手が昨夜徹夜したということは、話し手が推量して差し支えない事柄であるからであり、(42)、(43)で「ノデハナイカ」が使えないのは、聞き手の意志や評価を確認する文脈で話し手の推量を提示することが適当でない(一種の越権行為である)からである。(44)も、

言うまでもなく、推量を述べるべき文脈ではない。

「ネ」も、「ノデハナイカ」と同様、話し手側の認識を提示し、それを対象として確認を求める形式であると考えられる。聞き手の評価を確認する(43)で「ネ」が使用できないのは、そのためである。だが、「ネ」は推量形式ではないので、確認要求に使用しうる条件は、当然、「ノデハナイカ」とは異なる。では、「ノデハナイカ」が使えない(42)で「ネ」が使用できるのはなぜだろうか。それは、(42)のような文脈では、聞き手の意志を確認しているとも、聞き手の行動予定についての話し手自身の把握の妥当性を確認しているとも解釈でき、推量形式でない「ネ」は、後者の意味において、詮索するニュアンスを伴わずに、使用可能となるからであろう。一方、(43)は、そのような、確認の対象を話し手の認識に転換した解釈が成り立たない文脈である。結局、「ネ」の確認要求機能は、話し手がそのように認識してよいかの確認を聞き手に求めるということであると考えられる(注4)。「ネ」しか使えない(44)には、「ネ」のそのような性質がよく現れている。

5. <聞き手誘導型> の確認要求形式

5.1 「ダロウ」と「デハナイカ」の互換性と確認の対象

確認要求形式としての「ダロウ」の特徴は、<聞き手依存型> だけでなく、<聞き手誘導型> の確認要求にも使用できるということにあり、その場合、「デハナイカ」との競合が問題となる。この節では、主に、<聞き手誘導型> の形式である、「ダロウ」と「デハナイカ」の確認要求機能の相違について考察したいと思う。

従来の研究では、<聞き手誘導型> の「ダロウ」と「デハナイカ」については、用法の共通性が指摘されるだけで、機能の相違については、ほとんど言及がない。例えば、蓮沼(1995)によれば、「ダロウ」と「デハナイカ」とは、

(45) あそこに高いビルが見える 「でしょう／じゃないですか」。

のように、「共通認識の喚起」用法を共有しているとされる。実際、この二形式を置き換えても違はずほとんどないように思われる。ところが、この互換性は、次のように例文に少し手を加えると、たちまち成立しなくなる。

(45') あそこに高いビルがご覧になれる 「でしょう／＊じゃないですか」。

蓮沼は、(45')のように「デハナイカ」に置き換えられない「ダロウ」の用法を「推量確認」と呼んでいるのだが、ここで疑問が生じる。一方は「デハナイカ」に置き換えられ、他方は置き換えられないことから、この二つの「ダロウ」を用法的に区別することは当然であるように思われる。だが、「ダロウ」のみに注目して(45)と(45')を比べた場合、「ダロウ」自体の用法として両者を区別する必要が本当にあるものなのか、疑わしくなってくる。いずれも、話し手自身にビルが見えており、聞き手にも同じようにビルが見えることを確認しているという点で、何ら区別はない。

(45)と(45')の相違は、聞き手側の視覚を問題にしていることが言語的に明示されているかいない

かということであり、ここから予想されることは、〈聞き手誘導型〉の確認要求において、「ダロウ」と「デハナイカ」が同じように使えるように見えるとしても、「ダロウ」では〈聞き手依存型〉の場合と同様に聞き手の認識が確認の対象となり、「デハナイカ」では話し手の認識が確認の対象となっていると解釈すべきではないか、ということである。

5.2 「ダロウ」と「デハナイカ」の対称性

「ダロウ」は、基本的に、聞き手の認識としてそうであることを確認し、「デハナイカ」は、話し手の認識したことについて確認しているとすれば、両者の間には、対称性が成り立つはずである。ここでは、そうした観点から、「ダロウ」と「デハナイカ」を比較する。

(46)のような「デハナイカ」の用法は、発話現場での認識の成立を聞き手に持ちかけるものであり、こうした「デハナイカ」は、明らかに話し手の認識を提示している。この用法は、確認要求としては典型的ではないが（注5）、「デハナイカ」の基本性質をよく示している。

(46) 「あら、元気そうじゃないの」 (山本周五郎「さぶ」)

(46') 「*あら、元気そうでしょう」

話し手の認識の成立をアピールするものであるから、聞き手の認識を問題にする「ダロウ」にこの用法がないのは当然であろう。ここで問題にしたいのは、こうした外観観察を表す「ソウダ」と「ダロウ」の共起関係についてである。

「ソウダ」と「ダロウ」は、そもそも、共起しないのだろうか。そうではない。次の例では、「デハナイカ」と「ダロウ」の文法性が逆転している。

(47) 最近、体調がいいんだ。元気そう {だろう／*じゃないか}。

(47)で「デハナイカ」が使えないのは、話し手が自分について「外から見て元気そうに見える」という認識をもつことができないからであると考えられる。他方、「ダロウ」は、聞き手から話し手の外観がどう見えるかということ、つまり、聞き手の認識について確認することになるので、ごく自然に成立する。この場合の「ダロウ」は、〈聞き手依存型〉である。

なお、こうした、「ダロウ」と「デハナイカ」における視点の対称性は、外観観察の「ソウダ」だけでなく、伝聞の「ソウダ」との共起関係についても観察できる（注6）。

(48) 「しかし、女房の奴に聞いたが、なかなか評判になったそうじゃないか」

「物珍しさだけですわ」 (赤川次郎「女社長に乾杯！」)

(48') 「*しかし、女房の奴に聞いたが、なかなか評判になったそうだろう」

伝聞の「ソウダ」が使われるときは、必ず、話し手が伝聞したこととして、当該情報が提示されることになる。つまり、伝聞の文には、話し手の認識が固着しており、それを聞き手の認識内容に転換することができないのである。

以上の例は、外観観察の「ソウダ」や伝聞の「ソウダ」を使用することによって、確認の対象が話

し手の認識内容なのか聞き手の認識内容なのかということについての曖昧さが排除される場合であったが、こうした曖昧さが排除されるのは、「ソウダ」のような特定の言語形式が使用されている場合に限られない。コンテキストとの関係で、話し手と聞き手のいずれの認識内容なのかが指定される文も存在する。例えば、次のようなものである。

- (49) (話し手のスーツの自慢として) このスーツ、なかなかいい |だろう／＊じゃないか|。
- (50) (聞き手のスーツを褒めて) そのスーツ、なかなかいい |＊だろう／じゃないか|。

ここで対称性が成立するのは、自慢する文脈では聞き手の認識においてそう認めさせ、褒める文脈では話し手の認識としてそうあることを示す必要があるからである。

5.3 「ダロウ」と「デハナイカ」の聞き手誘導機能の相違

では、上述の議論を踏まえ、〈聞き手誘導型〉の確認要求形式としての「ダロウ」と「デハナイカ」の相違について述べることにする。

「ダロウ」と「デハナイカ」が次のような「共通認識の喚起」用法((51))や「認識形成の要請」用法((52))を共有しているということが、従来から指摘されている（蓮沼(1995)）。

- (51) 「ねえねえ、父さん、ほら、軽井沢へ行くと、いろんなところで、若い男と女がさア、抱きあったり、ひついたりしてるでしょう。～」
（曾野綾子「太郎物語 高校編」）
- (52) 「どこへ往くのだ。さっき帰れと云ったじゃないか」
「そう仰やいましたが、わたくし共はお願を聞いて戴くまでは、どうしても帰らない積りでございます」
（森鷗外「最後の一句」）

確かに、これらは相互に置き換え可能であり、置き換えたときの意味の異なりも小さいように感じられる。

- (51') 「ねえねえ、父さん、ほら、軽井沢へ行くと、いろんなところで、若い男と女がさア、抱きあったり、ひついたりしてるじゃない。～」

- (52') 「どこへ往くのだ。さっき帰れと云つただろう」

しかし、これまで述べてきたことから明らかなように、こうした例において、「ダロウ」と「デハナイカ」の間に互換性が成立するように見えるのは、これらの文の命題内容を聞き手の認識内容としても、話し手の認識内容としても解釈できるような曖昧性があるからである。(51)、(52) を、聞き手の認識についての確認であることを明示する形にパラフレーズして曖昧性を消すと、「ダロウ」しか許容されない文になる。

- (51'') 「ねえねえ、父さん、ほら、軽井沢へ行くと、いろんなところで、若い男と女がさア、抱きあったり、ひついたりしてるの知ってる |でしょう／＊じゃない|。～」

- (52'') 「どこへ往くのだ。さっき帰れと云つたのを覚えてる |だろう／＊じゃないか|」

「ダロウ」と「デハナイカ」の（見かけ上の）互換性は、「共通認識の喚起」用法ではほとんどの

例で成立すると思われるが、「認識形成の要請」用法では成立しない例も少なくないように思われる。

例えば、

(53) 「おたく、どうなってんだい？」

と不機嫌な声が飛び出して来る。

「は？」

「昼間から何度もかけてんのに、誰も出ないじゃないか！」

「どうも失礼いたしました。はい」

(赤川次郎「女社長に乾杯！」)

のような例の「デハナイカ」を「ダロウ」に置き換えると、かなり不自然である。

(53') 「??昼間から何度もかけてんのに、誰も出ないだろ！」

この文の内容は、聞き手にとっては、話し手から言われて初めて知ったことであり、聞き手の認識として想定できないものであるからである。すでに挙げた、(27)で「ダロウ」が不自然になる理由も、同様に説明できる。

(54) 君に教えてもらった場所を探してみたけど、あの辺に喫茶店なんかない |*だろう/じゃないか|。(=(27))

つまり、聞き手の教えた場所に喫茶店がないということは、そこに喫茶店があると思い込んでいる聞き手の認識としては想定できることである。

すでに挙げた、(26)は、逆に、「デハナイカ」が使用できないケースである。

(55) (ドライバーを探している相手に) 道具箱のなかをもっとよく見てみろよ。ある |だろう/*じゃないか|。(=(26))

この例では、話し手は、道具箱のなかにドライバーがあることを知っているが、実際に見て言っているわけではない。よって、話し手の認識を確認の対象とすることができないのである。

「共通認識の喚起」「認識形成の要請」とは、要するに、対話の場で、当該事態に対する話し手と聞き手の認識の同一性を確保する作業であると言うことができる。すでにその認識を有している話し手が聞き手にも同一の認識があることを確認することによって、認識の同一性を確保しようとするが、「ダロウ」を用いてのこの作業の内実である。また、話し手の認識を聞き手に押しつけ、聞き手にその認識が妥当であることを確認させることによって、認識の同一性を確保しようとするが、「デハナイカ」によるこの作業の内実である。誰の認識を確認の対象としているかということが何らかの方法（言語形式あるいはコンテキスト）で示されない限り、この二つの作業プロセスの相違は問題とならず、認識の同一性の確保という目的の共通性に支えられて、「ダロウ」と「デハナイカ」の間に見かけ上の互換性が成立することになるのである。

6. 「ネ」と「ダロウ」「デハナイカ」の互換性

「ネ」には様々な用法があるが、典型的な確認要求用法であると見ることができるのは、次のよう

なものである。

- (56) 「安心したよ。——例の、女が殺されたマンションを知っているね？」

「ええ」

(赤川次郎「女社長に乾杯！」)

この例の「ネ」は、「ダロウ」に置き換える可能である。

- (56') 「～例の、女が殺されたマンションを知っているだろう？」

また、次のような、聞き手に決定権のある事柄について確認する用法で、「ネ」が「ダロウ」とほぼ同じように使用できることから（もちろん、ニュアンスはやや異なるが）、両者の機能は、ある面で類似することが分かる。

- (57) 明日の研究会には、君も参加する |だろう／ね| ?

- (58) ちょっと寒いので、エアコン切ってもいい |でしょう／ですね| ?

すでに見たように、これは、〈聞き手依存型〉の形式としての類似性である。

ところが、「ネ」は、外観観察の「ソウダ」や伝聞の「ソウダ」との共起関係、聞き手の評価についての確認用法に関して、「ダロウ」ではなく、〈聞き手誘導型〉の形式である「デハナイカ」と同じ振る舞いを見せる（注7）。

- (59) 私、元気そう |でしょう／*じゃないですか／*ですね| ?

- (60) あなた、元気そう |*でしょう／じゃないですか／ですね|。

- (61) 最近、引っ越したそう |*でしょう／じゃないですか／ですね|。

- (62) どう？ このネクタイ、いい |だろう／*じゃない／*ね| ?

以上のように、「ネ」の振る舞いは、「ダロウ」だけでなく、ある場合には、むしろ〈聞き手誘導型〉の「デハナイカ」と一致することがある。これは、すでに(29)に示したように、「ネ」が、聞き手へどのように働きかけるかということでは「ダロウ」と接点を有し、話し手・聞き手のいずれの認識を確認の対象としているかということでは「デハナイカ」と類似するということの反映であると考えられる。

ここで注意したいことは、「ダロウ」と「ネ」の間に互換性が成立するのは、(56)、(56')、(57)、(58)のように、「ネ」が上昇調イントネーションを伴う場合であるということである。上昇調イントネーションによって、聞き手に承認を求めるという機能が前面に出て、確認の対象の違いが目立たなくなるのではないだろうか。また、(60)、(61)のように、「デハナイカ」との互換性が成立しているときには、「ネ」は上昇調イントネーションをとらないことが注意される。上昇調イントネーションをとらないことによって、聞き手依存性が消極化し、確認の対象という点での「デハナイカ」との共通性が浮かび上がってくるのであろう。

注

- 1 こうした「ダロウ」の用法の特殊性については、金水(1992)にも指摘がある。金水は、こうした用法において、聞き手の直接経験的知識でありながら、聞き手の確認を待つことがないのは、聞き手がそのような状態にあると判断すれば、直ちに行動に出るのが、最も親切な態度であるからである、と説明している。
- 2 ここで取り上げる確認要求の形式は、宮崎(2002b)で〈事実性の傾き〉を有する形式と呼んだものである。なお、本論文で「デハナイカ」「ノデハナイカ」と表記する形式は、それぞれ、田野村(1990)の第一類、第二類の「デハナイカ」に対応する。
- 3 この例で、「そう睨んだ」という後続文が自然につながっているということも、根拠に加えてよいかもしれない。
- 4 「ネ」の基本性質と諸用法の関係については、宮崎(2002a)を参照されたい。
- 5 これは、蓮沼(1995)が「認識生成のアピール」と呼び、三宅(1996)が「弱い確認要求」と呼んでいるものである。なお、三宅の「弱い確認要求」は、「デハナイカ」と「ネ」に共有される用法であるが、蓮沼は「ネ」を考察の対象としていないため、両者は完全には対応しないようである。
- 6 安達(1999)も、外観観察の「ソウダ」や伝聞の「ソウダ」との共起関係等に着目し、両者の振る舞いの相違を、「ダロウ」には問い合わせ性があり、「デハナイカ」はないという結論に結びつけている。しかし、実際には、〈聞き手誘導型〉の「ダロウ」には問い合わせ性のない例が少なくない。安達の指摘している現象は、いずれも、「ダロウ」が聞き手の認識について確認する形式であるということで、説明がつくと思われる。
- 7 ただし、(60)、(61)は、典型的な確認要求ではない(注5参照)。

参考文献

- 安達太郎1999『日本語研究叢書11 日本語疑問文における判断の諸相』くろしお出版
- 奥田靖雄1984「おしはかり（一）」『日本語学』3-12
- 金水 敏1992「談話管理理論からみた「だろう」」『神戸大学文学部紀要』19
- 国立国語研究所1960『話しことばの文型（1）—対話資料による研究—』秀英出版
- 田野村忠温1990『現代日本語の文法Ⅰ—「のだ」の意味と用法—』和泉書院
- 鄭 相哲2004『語学研究叢書No.29 日本語認識モダリティの機能的研究—ダロウを中心に—』J&C
- 蓮沼昭子1995「対話における確認行為 「だろう」「じゃないか」「よね」の確認用法」『複文の研究（下）』くろしお出版
- 三宅知宏1996「日本語の確認要求的表現の諸相」『日本語教育』89
- 1997「「愛だろ、愛。」—推量と確認要求」『月刊言語』26-2
- 宮崎和人1993「～ダロウ」の談話機能について」『国語学』175
- 1996「確認要求表現と談話構造—「～ダロウ」と「～ジャナイカ」の比較—」『岡山大学文学部紀要』25
- 2000「確認要求表現の体系性」『日本語教育』106
- 2001「認識的モダリティとしての〈疑い〉—「ダロウカ」と「ノデハナイカ」—」『国語学』52-3 (206)

———2002a「終助辞「ネ」と「ナ」」『阪大日本語研究』14

———2002b「第6章 確認要求」『新日本語文法選書4 モダリティ』くろしお出版

森山卓郎2000「第1章 基本叙法と選択関係としてのモダリティ」『日本語の文法3 モダリティ』岩波書店

付 記

本論文は、日本学術振興会平成14~16年度科学研究費補助金基盤研究(C)(2)「日本語文型データベース作成のための基礎的研究」(課題番号14580331、研究代表者：宮崎和人)による成果の一部である。